

保護者の皆様へ

しょうがく きゅうふきん つうじょうきゅうふ 奨学のための給付金（通常給付）のご案内

埼玉県では、授業料以外の教育費（教科書代や学用品代等）の負担軽減のため、**返還不要の給付金**を支給する制度を設けています。

1 支給の対象世帯

基準日（令和5年7月1日）時点で、①～③のすべての要件を満たす世帯が支給の対象です。

- ① 保護者等が埼玉県内に在住していること
- ② 就学支援金（又は学び直し支援金）の支給を受ける資格を有すること
（専攻科の場合は、専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有すること）
- ③ 次のいずれかの所得基準を満たしていること
 - ・令和5年度の保護者等全員の市町村民税所得割・道府県民税所得割が非課税(0円)
 - ・生活保護（生業扶助）を受給している。
 - ・家計が急変し、保護者等全員の年収見込額が非課税相当と認められる。
（家計急変事由の例：失職、倒産、給与・事業所得の激減、傷病による休職、災害、死別、離別等）

2 給付金額・時期

下表の金額が、令和5年10月下旬以降、順次給付されます。

（給付を受けるためには毎年申請が必要です）

※ 家計急変世帯の場合、急変の時期によって給付金額は異なります

※ 令和5年度新入生で、早期給付が既に給付された方は、下表の給付金額（年額）から早期給付決定額（年額の1/4の額（4～6月分））を差し引いた額（7～翌年3月分）のみが支給されます。

課程	世帯状況		給付額（年額）
全日制 定時制	生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・家計急変世帯	第1子	117,100円
		第2子以降	143,700円
通信制	生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・家計急変世帯		50,500円

3 申請の方法

申請を希望する場合は、学校を通して申請書類を提出する必要があります。
学校の事務室から申請書類をお取り寄せのうえ、必要書類を添えて学校に提出してください。



埼玉県マスコット | コバトン

提出先 : 学校の事務室

提出時期 : 7月～

(詳細はお通りの学校の事務室にお問い合わせください)

4 よくあるご質問

Q1 「しゅうがくしえんきん就学支援金」や「さいたまけんこうとうがっこうとうしょうがくきん埼玉県高等学校等奨学金」とは別の制度ですか。一緒に利用できますか。

A1 異なる制度であり、希望する場合はそれぞれ申請が必要です。
併用は禁止していませんので、一緒に利用することができます。
(「就学支援金」は、保護者の所得金額が一定未満の場合、国が生徒に代わり授業料を負担する制度です。)
(「埼玉県高等学校等奨学金」は、高校生等に無利子で奨学金を貸与する制度(要返還)です。)

Q2 埼玉県内の高校に在学しているが、保護者は埼玉県外に住んでいる場合はどうしたらよいですか。

A2 奨学のための給付金は、保護者が居住している都道府県に申請する必要があります。
自治体によって制度や申請期限が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

Q3 市町村民税所得割及び道府県民税所得割とは何ですか。非課税が分かりません。

A3 個人住民税の一部です。以下の書類で確認できます。
・令和5年度(非)課税証明書(お住まいの市町村役場で発行可能)
・令和5年度特別徴収税額決定・変更通知書(給与所得者の場合はお勤め先から配布されます)
・令和5年度納税通知書(市町村から送付されます)
ご不明な場合は、お住まいの市町村役場の税務課までご相談ください。

	市町村民税 所得割額	道府県民税 所得割額	計
保護者①			
保護者②			
計			

合計が0円なら対象

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索

